## 黒田地区地区計画における制限の内容 一覧

※表中、**ゴシック文字**の部分は、都市計画又は市建築条例により建築基準法上の制限となるものを示す。

## I 住宅地区

用 途	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
	1. 住宅(二世帯住宅を含み、長屋住宅は除く。)及び低層集合住宅
	2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち
	令第130条の3に規定するもの
	3. 診療所
	4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令130条の4に規定する
	公益上必要な建築物
	5. 前各号に掲げる建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するもの
	を除く。)
7 <del>4.</del> -° 1 × <del>12.</del>	5.00
建ペい率	
容積率	
敷地面積	
壁面の位置	道路境界線及び <b>敷地境界線より1.0m以上</b>
高さ	10m以下
	ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。
	(1) 当該部分から、前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて
	得たもの
	(2) 当該部分から、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た
	ものに5mを加えたもの
かき又は	道路等(建築基準法第43条第1項ただし書きに示す空地等を含む)に面するかき
さくの構造	又はさく(門柱及び門扉を除く)を設置する場合は、次に掲げるものとしなければな
	らない。
	ただし、宅地地盤面より高さ60cm以下の腰積みを併設することは妨げない。
	(1)生垣
	(2)透視可能なフェンス等を設置する場合で前号と同等の機能を有するよう植栽
	等により美観に配慮し、緑化に努めたもの。
	ただし、道路等に面して植栽帯を設ける場合は、この限りでない。

